徳島県選挙管理委員会告示第92号

令和８年４月19日執行の美馬市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第２１５条の規定により告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

裁　決　書

徳島県美馬市脇町字拝原 2573 番地 8
審査申立人　　中　川　重　文

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和８年８月 12 日付けで提起された令和８年４月 19 日執行の美馬市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、徳島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、美馬市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和８年７月 21 日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選人戸島大樹の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

１　当選人戸島大樹の当選の効力について

当選人戸島大樹は、徳島県美馬市美馬町字境目 149（以下「本件住所」という。）において継続的な居住実態がなく、実際には隣接する徳島県美馬郡つるぎ町内のアパート（以下「本件アパート」という。）において妻子とともに共同生活を送っている。当選人が本件住所に実際に移動したのは令和８年２月末頃から３月の２週間程度という近隣住民もいた。また、本件アパートの賃貸借契約者は当選人であり、令和８年４月 23 日に従前の契約内容のまま自動更新されている。したがって、公職選挙法第 10 条第１項第５号及び第９条第２項に規定する被選挙権の要件たる「引き続き３か月以上市町村の区域内に住所を有する者」を満たしておらず、その当選は無効とされるべきである。また、立候補届出の際に紙面だけを見て受理した市委員会の対応は重大な過失である。

２　市委員会の審理手続に対する不服について

市委員会は申立人への連絡や説明を行わず、不透明な審理手続を進め、当選人に配慮した決定を行った。市民の疑問に対して説明責任を果たさず棄却した原決定には重大な手続的瑕疵が存在する。

争　点

本件審査申立てにおける争点は次のとおりである。

１　当選人戸島大樹の被選挙権の有無について

市町村の議会の議員の被選挙権は、公職選挙法第９条第２項及び第 10 条第１項第５号の規定により、「引き続き３か月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件とされている。

したがって、当選人戸島大樹が、本件選挙の期日まで引き続き３か月以上、すなわち少なくとも令和８年１月 19 日から同年４月 19 日までの間（以下「本件期間」という。）において、美馬市の区域内に住所を有していたか否か。

2　市委員会の審理手続の瑕疵について

地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出については、公職選挙法第216条第１項において、「行政不服審査法第９条第４項、第11条から第13条まで、第19条第２項（第３号及び第５号を除く。）及び第４項、第23条、第24条、第27条、第30条第２項及び第３項、第31条（第５項を除く。）、第32条第１項及び第３項、第33条、第35条から第37条まで、第38条（第６項を除く。）、第39条、第41条第１項及び第２項、同条第３項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第１項及び第２項並びに第53条の規定を準用する。」と規定されており、これに則った手続となっていたか否か。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書（令和８年９月 15 日付け美選管第 215 号）及び関係書類等物件の提出を求めた。また、申立人に対して弁明書副本を送付し、反論書の提出を求めたが提出はなく、口頭意見陳述の申立ての有無についても聞き取ったが、希望はなかった。そのため、提出された書類等に基づき慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1　審査の申立てに対する市委員会の弁明

（1）当選人戸島大樹の住所要件及び原決定の正当性について

当選人戸島大樹は、令和７年 12 月 20 日頃から美馬市内の本件住所において両親とともに実際に起居寝食を行っており、平日は本件住所付近の農地で農業に従事し、土日は市内の活動センターでメダカの養殖を行うなど、主要な経済・日常生活の拠点を美馬市内に置いている。近隣住民４名や自治会長も、令和７年 12 月頃から毎日本件住所から出入りする生活実態を現認しており、マイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明、各種郵便物等の客観的書類もすべて本件住所になっている。電気・水道の使用量についても、近隣温浴施設の頻繁な利用や親の入院、外食が多いこと等により合理的に説明がつき、不自然さはない。妻子がつるぎ町内の本件アパートで寝泊まりしているのは、「妻子を選挙に巻き込まない」との約束に基づく合理的な事情であり、日中は農業を協働で行うなど家族としての協力・扶助関係は維持されている。以上のことから、生活の本拠は美馬市内にあり、引き続き３か月以上の住所要件を満たしている。

（2）立候補届出受領時における選挙長の審査権限について

申立人は、立候補届出時に紙面だけを見て受理したことが重大な過失であると主張する。しかしながら、選挙長が立候補の届出を受理するに当たって行う審査は、提出された書類の記載事項等に関する形式的審査権に限られ、実質的な実態調査を行う権限を有しない（昭和 28 年５月 15 日最高裁判所判決）。したがって、届出書に記載された住所が美馬市内であることを確認して受理した届出手続に何ら過失や違法性はない。

（3）市委員会の審理手続の正当性及び職権調査の実施状況について

申立人は「美馬市選挙管理委員会委員長含めて４人がどの様に思っているのかを、お聞きしたいと思っていましたが、美馬市の職員に合わせて頂けませんでした。」等と主張するが、市委員会は令和８年５月２日及び同月 25 日に口頭意見陳述の機会について伝達したものの、申立人自身が異議申出書提出時に口頭で「希望しない」旨回答し、さらに同月 26 日にも電話にて不参加の連絡を行っている。また、市委員会は、令和８年６月 16 日に当選人戸島大樹への職権質問、同月 19 日及び 30 日に現地確認、同月 23 日及び 24 日に近隣住民らへの聞き取り等の職権調査を行って判断している。

2　当選人戸島大樹の証言

市委員会の調査において、当選人戸島大樹は次のとおり証言している。

（1）生活の本拠について

ア　現に寝泊まりしている本件住所が生活の本拠であると認識している。

イ　結婚を機に、約 10 年前に本件アパートの賃貸借契約をし、令和 7 年 12 月 20 日頃まで本件アパートで寝泊まりをしていた。

ウ　実家（本件住所）との行き来や、仕事の関係上、美馬市で過ごす時間が長かったことから、住民票は実家から移さなかった。

エ　両親が高齢のため、本件住所で両親のそばにいた方がいいだろうと考えていたところ、周囲に立候補の相談をした際、「選挙に出るなら美馬市で住んでいなければならない」旨助言されたこともあり、令和 7 年 12 月 20 日頃から本件住所で毎日寝泊まりするようになった。

オ　12 月に自分だけが本件アパートから本件住所に寝泊まりする場所を移したのは、妻に対し、妻や子どもを選挙に巻き込まないと約束したためである。

（2）普段の生活について

ア　食事については、普段は朝食を食べず、昼食は仕事場周辺で外食することが多い。夕食は仕事帰りに弁当を購入して、本件住所で一人で食べることが多かった。

イ　入浴については、週の半分程度は本件住所でシャワーを浴びて済ませている。それ以外の日は、近隣の温浴施設を利用している。

ウ　洗濯については、本件住所で母が洗濯するか、妻が本件住所で洗濯機をセットして、翌日に自分で干している。

エ　両親については、日中は両親が経営しているギフトショップ（美馬市美馬町字柿木 17 番地２）で仕事をしている。なお、母親は令和７年 12 月 23 日から３日間、父親が令和８年１月 13 日から 29 日間入院している時期があった。

オ　両親は、入浴についてはほぼ毎日近隣の温浴施設に通い、家で入浴することが無いため浴槽に湯を張ることはない。
　また、両親は、朝食については喫茶店でとることが多く、昼食や夕食はそれぞれの体調や持病による食事制限などもあり、母が作ることもあれば、各自で用意することもあった。

（3）仕事や活動について

ア　仕事は農業とメダカの養殖をしている。

イ　基本的に、平日は農業に従事していることが多く、土・日曜日はメダカの養殖に従事していることが多いが、メダカの販売や見学の予約がある場合は、平日に養殖場（喜来地域活動センター）へ行くこともある。

ウ　仕事の他に、商工会や青年会議所、地域の安全を守る会、消防団等に所属して活動している。令和８年３月までは、第一子が通う美馬市内の小学校 PTA の副会長と、美馬市内の特別支援学校の協議会委員を務めていた。

エ　青年会議所や商工会の活動も多く、夜に会議へ出席して帰りが深夜になることもあった。

オ　青年会議所の活動は多いときは週に１回から３回程度で、主に午後７時 30 分から行われ、商工会の会合は月１回程度で、多い時期には月２回から３回程度あった。

（4）家族について

ア　妻は、２人の子どもと本件アパートで寝泊まりしているが、自分の農業の仕事を手伝ってくれており、日中は一緒に過ごしている。

イ　２人の子どもは美馬市内の小学校と認定こども園に通っていて、基本的に妻が送迎しているが、第一子は自分が本件アパートへ送り届けることもある。

ウ　第一子はメダカの養殖場近くのそろばん塾に通っていて、塾の終わりに養殖場のある建物で子どもを迎え、子どもとの時間を過ごしている。

3　当選人戸島大樹以外の関係人の証言

市委員会において、当選人戸島大樹の活動等に関し、関係人に対して聴取を実施したところ、関係人は次のとおり証言している。

（1）本件住所近隣住民（4名）

ア　令和7年12月頃から、当選人戸島大樹が毎日、本件住所から自動車で出かける姿を見かけるようになった。夜に関しては、あまり意識していないこともあり、時間帯についてはよく覚えていないが、ほぼ毎日姿を見かけることから、本件住所で寝泊まりしていると思う。

イ　当選人戸島大樹の両親は、毎日のように近隣の温浴施設に行っており、その温浴施設で頻繁に出会っている。

（2）本件住所が所在する自治会の会長（本件住所の近隣に存在）

令和7年12月頃、当選人戸島大樹から市議会議員選挙に立候補する旨の相談をされた際に、住所要件があることを知っていたため、「選挙に出るなら美馬市で住んでいなければならない」と話した。その後、近隣のパークゴルフ場へ移動する際などに、同人が農業に従事しているところを見かけており、本件住所で生活していると認識している。

（3）第一子が通う小学校の職員

ア　第一子は通学バスの利用はしていない。

イ　子どもの送迎の詳細に関して、担任は把握していない。

ウ　4月に実施した家庭訪問の訪問先は本件住所だった。

（4）第二子が通う認定こども園の職員

ア　子どもの送迎に関しては、感覚として母親が9割程度担っている。

イ　登園時間はおおむね午前9時前後である。

ウ　4月以降は、父親による送迎の機会も多くなっている。

4　当委員会が証拠書類等から認定した事実

現地調査については、市委員会において十分な調査が行われているため、市委員会の調査結果を証拠として認定することとし、その結果は次のとおりである。

（1）居住地及び家族関係等の状況に係る証言

当選人戸島大樹は、平成24年5月に美馬市に転入届を提出して以降、住民登録を本件住所から異動していない。約 10 年前に結婚した際、本件アパートの賃貸借契約を締結したが、転出届は提出しなかった。令和7年12月20日頃、立候補を念頭に「美馬市に住んでいなければならない」との助言を受け、自身のみ本件住所へ寝泊まりを移し両親と同居を開始した。これ以降、本件住所から自動車で出かける様子が頻繁に近隣住民に目撃されている。妻子は本件アパートで寝泊まりを継続しているが、妻は日中に本件住所付近の農地で農業を協働し、第一子は美馬市内の小学校へ通学、第二子は認定こども園に通園している。

（2）生活環境及び各種書類の状況

当選人戸島大樹のマイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明に記載された住所はいずれも本件住所である。また、仕事関係の書類や年金通知等の郵便物も一貫して本件住所に到達している。

（3）経済活動及び地域社会への参加状況

当選人戸島大樹は、平日は本件住所付近の農地で農業に従事し、土日は喜来地域活動センターでメダカの養殖を行っている。また、美馬市内の消防団に所属するなど、活発な社会的活動を行っている。

（4）電気の使用状況

本件住所の電気使用料については当選人の父が、本件アパートの電気使用料については当選人が支払っており、市委員会から提出された書類を基に、令和７年10月から令和８年５月までの電気使用量を前年同時期と比較し、以下のとおり整理した。

また、参考値として、「家庭のエネルギー消費動向実態調査（令和７年度実施）」（東京都環境局）の「３人世帯（戸建住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量」及び「３人世帯（集合住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量」を示している。なお、本件住所はオール電化であり、ガス使用量の比較は行っていない。

ア　本件住所　　単位：kWh

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年11月	556	令和６年11月	588	△32
令和７年12月	636	令和６年12月	577	59
令和８年１月	888	令和７年１月	994	△106
令和８年２月	648	令和７年２月	721	△73
令和８年３月	639	令和７年３月	703	△64
令和８年４月	616	令和７年４月	561	55

イ　本件アパート　　単位：kWh

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年11月	139	令和６年11月	127	12
令和７年12月	224	令和６年12月	181	43
令和８年１月	413	令和７年１月	553	△140
令和８年２月	483	令和７年２月	430	53
令和８年３月	355	令和７年３月	358	△3
令和８年４月	254	令和７年４月	246	8

（参考）「家庭のエネルギー消費動向実態調査（令和７年度実施）」（東京都環境局）
３人世帯（戸建住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量　439kWh
３人世帯（集合住宅・１月）の１か月当たりの平均使用量　321kWh

（５）水道の使用状況

本件住所の水道使用料については当選人の父が、本件アパートの水道使用料については当選人が支払っており、市委員会から提出された書類を基に、令和７年10月から令和８年５月までの水道使用量を前年同時期と比較し、以下のとおり整理した。

また、参考値として、「令和２年度生活用水実態調査」（東京都水道局）の「３人世帯の１か月当たりの平均使用量」を示している。

ア　本件住所　　単位：㎥

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年度 10・11 月	17	令和６年度 10・11 月	15	2
令和７年度 12・１月	10	令和６年度 12・１月	8	2
令和７年度２・３月	8	令和６年度２・３月	13	△5
令和８年度４・５月	17	令和７年度４・５月	15	2

イ　本件アパート　　単位：㎥

年月	使用量	年月	使用量	前年との比較
令和７年 10 月	16	令和６年 10 月	11	5
令和７年 11 月	15	令和６年 11 月	13	2
令和７年 12 月	14	令和６年 12 月	13	1
令和８年１月	12	令和７年１月	11	1
令和８年２月	14	令和７年２月	16	△2
令和８年３月	15	令和７年３月	12	3
令和８年４月	10	令和７年４月	13	△3
令和８年５月	6	令和７年５月	12	△6

（参考）「令和２年度生活用水実態調査」（東京都水道局）
３人世帯の１か月当たりの平均使用量　19.9 ㎥

（６）市委員会の審理手続について

市委員会は、令和８年５月２日の異議申出提出時に、申立人から口頭意見陳述は希望しない旨を口頭で確認している。また、同月 18 日には、申立人に対し、「追加証拠があれば随時受け付ける」旨及び「当選人戸島大樹が提出した証拠を閲覧する権利がある」旨を教示している。さらに、令和８年５月 25 日付け美選管第 76 号により、申立人に対し、口頭意見陳述の実施について、開催日時及び場所を通知するとともに、同 27 日に当選人戸島大樹から提出された意見書について、翌 28 日付け美選管第 77 号により、申立人あて送付している。加えて、同年６月 19 日付け美選管第 102 号により、申立人に対して物件提出の依頼を行い、同 25 日付けで申立人からこれを拒否する旨の回答を受け付けている。

５　当委員会の判断

（１）当選人戸島大樹の被選挙権について

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、特に、「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年３月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である」（昭和29年10月20日最高裁判所判決、昭和32年９月13日最高裁判所判決、昭和35年３月22日最高裁判所判決、平成９年８月25日最高裁判所判決）とされている。

以上の観点から、本件期間における当選人の生活の本拠たる住所について、上記１から４に基づく本件期間における当選人の生活実態を推認の上、判断する。

ア　起居寝食及び生活実態について

近隣住民４名及び自治会長の証言において、令和7年12月頃から、当選人戸島大樹が本件住所から毎日自動車で出かける姿が目撃されており、地域社会において美馬市内に居住していると認識されている。また、各種郵便物も本件住所に届いており、これらの事実は客観的に生活の本拠たる実態を具備していると判断する上で重要な要素である。

イ　生活インフラ及び各種書類について

マイナンバーカード、運転免許証、車庫証明、自賠責証明の写しに記載された住所はすべて本件住所である。また、電気使用量及び水道使用量について、当選人が本件アパートから本件住所へ起居する場所を移転したとされる令和7年12月前後の比較においても、前年同時期における比較においても、本件住所と本件アパートとの間に明確な差は見られないが、それぞれ３人世帯の１か月当たり平均使用量と比較しても不自然なものとはいえない。また、本件住所における水道使用量が３人世帯平均より少ない点については、温浴施設の頻繁な利用、同居する親の入院、外食の多さによって合理的に説明される。ただし、これらの事実は、本件住所及び本件アパートに複数人が居住していることをうかがわせるものではあるが、当選人の居住実態を推認できるとまではいえない。

ウ　妻子との別居事情及び生活の一体性について

「妻子を選挙に巻き込まない」との約束に基づき妻子が本件アパートに寝泊まりしているが、妻は日中に美馬市内の農地で農業を協働し、第一子の通学や習い事の送迎等も含め、実質的な家族関係及び協力・扶助関係は緊密に維持されている。したがって、寝泊まりする場所が別であることや本件アパートの賃借人が当選人戸島大樹名義であることは、当選人本人の生活の本拠が美馬市内にあるとの認定を妨げるものではない。

エ　立候補届出受領時における形式的審査権について

申立人は、立候補届出の受付に過失があると主張するが、判例（昭和28年５月15日最高裁）のとおり、選挙長の審査権限は書類の形式的審査に限られ、届出時に実質的な居住実態調査を行う権限はない。したがって、届出受付手続に違法又は過失は認められない。

オ　小括

申立人は「２月末から３月の２週間程度しか完全に移動していない」旨主張するが、具体的証拠の提出はなく、上記の客観的物証及び具体的証言に照らし採用できない。よって、当選人戸島大樹は本件期間を通じて美馬市内に客観的な生活の本拠を有しており、被選挙権を有していたと認められる。

（２）市委員会の審理手続の正当性について

申立人は、市委員会からの連絡、説明等がなく、不透明な審理手続である旨主張するが、市委員会は行政不服審査法に基づき、口頭意見陳述の機会を事前に伝達するとともに、意見書や物件提出依頼等を送付するなど弁明の機会を付与していたにもかかわらず、申立人

自らが不参加又は提出拒否を選択、回答したことが確認できることから、適正な審理手続が確保されていたと認められる。また、現地確認、当選人戸島大樹に対する質問、関係人聞き取り等の職権調査も慎重かつ適切に行われており、審理手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）結論

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、処分庁である市委員会がした原決定は、その結論において正当であり、取り消すべき瑕疵は認められない。したがって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和８年 10 月 23 日

徳島県選挙管理委員会
委員長　　岩　丸　正　史

（教示）

公職選挙法第 207 条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。